

令和3年度前橋市オリジナル品種創出推進事業補助金交付要項
令和3年4月1日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所農政課（7階） 電話 027-898-6707（直通） 027-224-1111（内線3707） 電子メールアドレス nousei@city.maebashi.gunma.jp</p>
--

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	専門的な知識、技術とともに長期にわたる労力と費用がかかるオリジナル品種の創出に意欲的に取り組む果樹や花き生産者を支援し、市場優位性に配慮した園芸作物の生産振興を図ることを目的とします。
内容	<p>補助事業者</p> <p>この補助金の交付対象となる方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前橋市に本拠を置く農事組合法人 2 前橋市に在住する農業者の組織する任意団体 3 前橋市に在住する認定農業者 <p>ただし、任意団体については、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約が定められていることを条件とします。</p>
交付の対象となる経費	品種登録するために、農林水産省に品種登録願（願書）を提出する出願料。ただし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに農林水産省ホームページにおいて出願の公表があったものに限ります。
交付金額	<p>補助上限額：23,000円以内</p> <p>ただし、1件の交付金額は23,000円を限度とします。</p> <p>補助率：対象経費の2分の1以内の額で、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。</p>
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業者は、この補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 補助事業者は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の書類を常備し、事業完了年次の翌年度から5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 補助事業者は、補助金をこの補助対象事業以外の用途に使用したとき、又は事業の全部若しくは一部を実施しなかったときは、当該額を返還しなければなりません。 4 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この交付要項及び交付決定通知に付された交付条件を遵守してください。
交付	<p>交付申請、請求の方法、時期等</p> <p>令和4年3月31日までに次の書類を提出してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（実績報告、請</p>

申請の手続等		<p>求も同じです)。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書兼実績報告書 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 品種登録出願書類等の写し（出願料等の納付が確認できるもの） (2) 品種登録出願に係る受理書等の写し (3) 出願が公表されたことがわかる書類 <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定、支払時期等		<p>申請書類等の審査や必要に応じて実地調査を行い、受理した日から30日以内あるいは品種登録の出願公表を確認後速やかに、補助金の交付の可否、金額等を決定し、補助金交付決定通知書兼交付確定通知書により通知し、支払います。</p>
請求の方法、支払時期等		<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金額が確定した後、次の書類により請求してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助金交付請求書 (2) その他市長が必要と認める書類 2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。
交付決定の取消し又は補助金の返還		<ol style="list-style-type: none"> 1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。 (2) この要項、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 上記の規定は、補助金の額が確定した後においても適用されます。 3 次の場合は、指定された期限までに補助金を返還しなければなりません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した額を超える場合、超える部分の金額
申請書等の様式		<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書兼実績報告書（様式第1号） 2 交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第2号） 3 補助金交付請求書（様式第3号）